

【質問】看護師が医師の仕事ができるようになると思います。詳しく教えてください。

(19歳看護学生)

医療行為ができる看護師

【回答】医師法第17条では「医師でなければ、医療をなしてはならない」と制定しており、医療行為は医師以外の人が行つてはいけないことになっています。

しかし、昨今の医療の高度化・専門化、地域偏在による医師不足、さらにチーム医療の重要性が増す中で、そのキーパーソン、要として期待されているのが看護師です。これからの医療を支えるには、医師を補助し、特定の医療行為を行える看



患者の身近で早く処置

10万人養成へ

医療行為のうち「実践的な理解力、思考力、判断力、高度かつ専門的な知識・技

師が自身の判断でその特定行為ができるのです。例を挙げると、今までは看護師が患者さんを診て脱水があるかと判断した場合、まず医師に状態を報告し、医師が診察に赴き、その上で点滴の実施を指示しなければなりませんでした。

点滴が可能となり、より早期に治療を開始できるようになるわけです。研修は厚生労働大臣が指定する研修指定機関で行われます。研修は長時間に及び、しかも特定行為ごとに受けなければならぬので、資格を得るには多大な努力が必要です。それでも、今後の医療にはとても重要なことです。患者さんにとっても身近な所にいる看護師さんがすぐに処置してくれることは大変ありがたいことです。

看護師の養成が必要となってきたのです。

そこで、保健師助産師看護師法の一部が改正され、2015年10月1日から

「特定行為に係る看護師の研修制度」の受講が義務づけられました。

この制度により、診療の補助であつて看護師が行う

能が特に必要とされる38行為」を特定行為として定め、各行為に対し研修を受けた看護師はその行為を行えるようになりました。

これからは、患者さんを診察した医師が、今後脱水を起こす可能性が高いと判断すれば、あらかじめ手順書で「脱水症状があれば点滴を実施するように」との指示を研修を終えた看護師に出しておきます。その看

「特定行為にはあらかじめ定められた「手順書」があり、その手順書に沿って行う」という条件の下であれば、医師の指示がなくても看護

で医師に確認することなく

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。

(県医師会)